

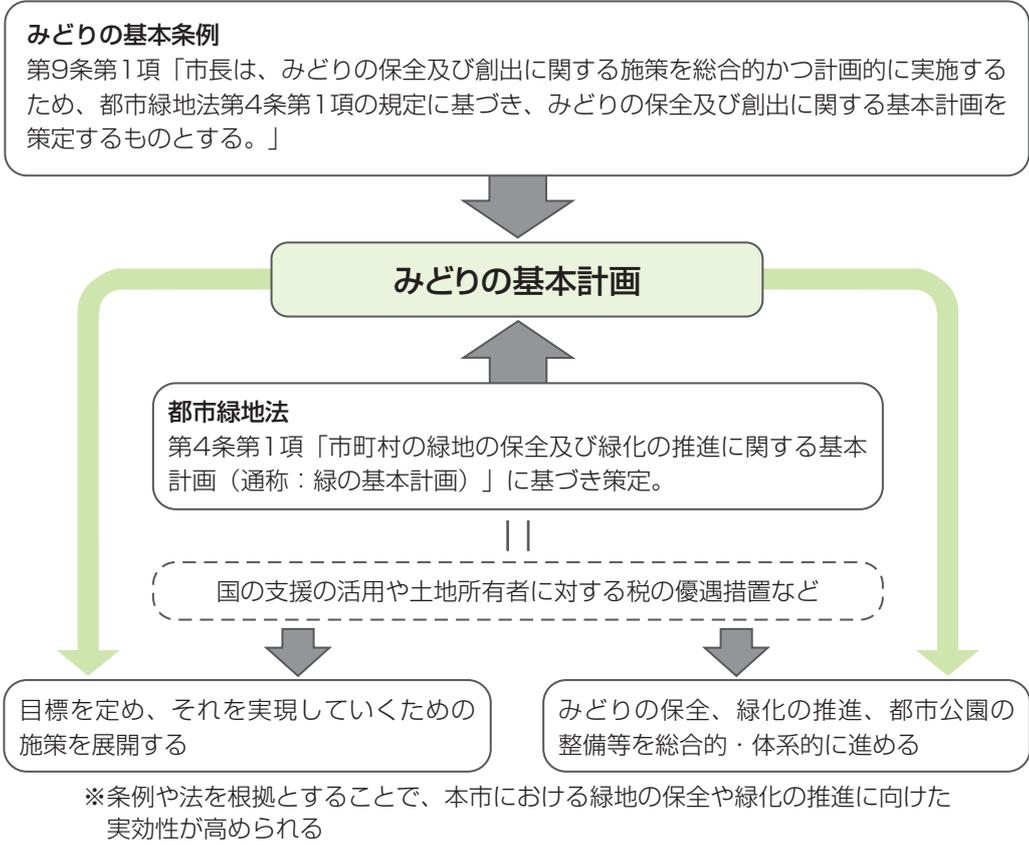
第 I 章

みどりの基本計画における 基本的な考え方

- 1 みどりの基本計画とは
- 2 みどりの基本計画における基本事項
 - (1) 本市におけるみどりの意義
 - (2) 計画策定の趣旨
 - (3) 計画の位置づけ
 - (4) 計画策定における視点
 - (5) 計画の目標年度
 - (6) 計画で対象とするみどり
- 3 みどりの機能

1 みどりの基本計画とは

「横須賀すみどりの基本計画」（以下、「すみどりの基本計画」という）は、すみどりの基本条例（平成23年4月施行）第9条及び都市緑地法第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。



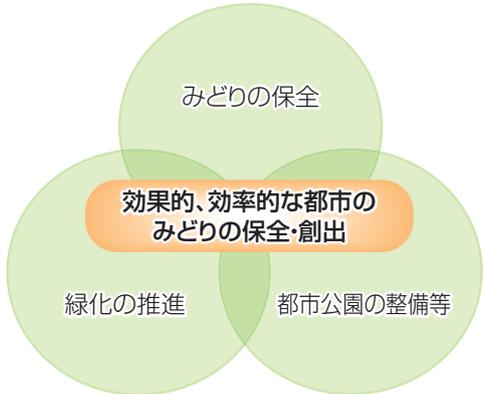
「すみどりの基本計画」の策定の目的

「横須賀すみどりの基本計画」は、すみどりの基本条例第9条において策定を規定している、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

本計画では、都市のみどりを対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「すみどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示しています。これにより「すみどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備等」の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出することができます。

また、計画に位置づけた重要な施策をすみどりの基本条例に規定することで、計画の実効性を高めています。

さらに、すみどりの保全・創出において、都市緑地法などに基づいた国の支援の活用や、土地所有者に対する税の優遇措置などが可能となり、施策展開の実効性が高められます。



「すみどりの基本計画」で進めること

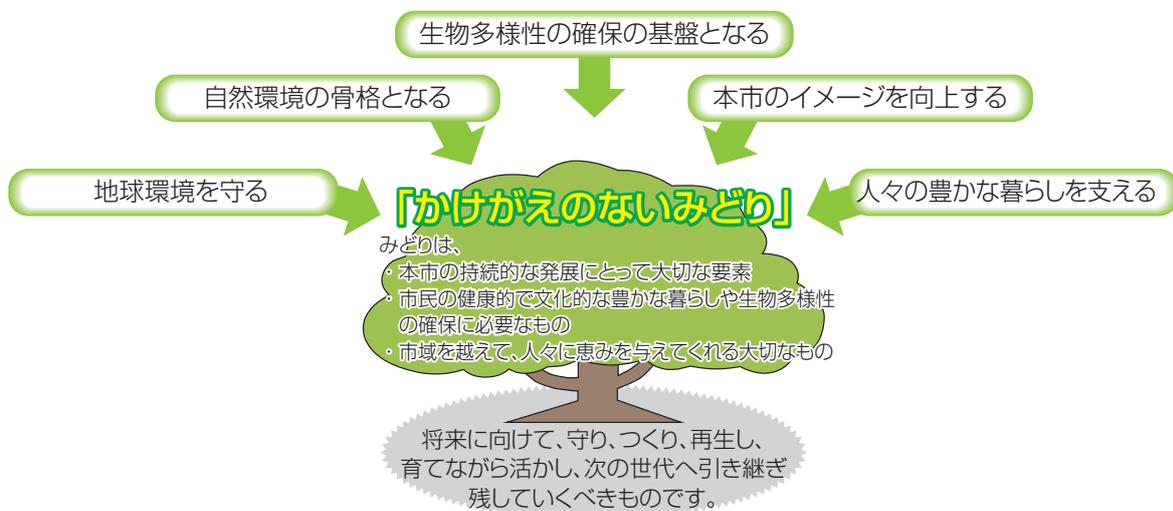
2 みどりの基本計画における基本事項

(1) 本市におけるみどりの意義

本市には、「多摩から三浦半島に続く丘陵のみどり」「街なかのみどり」「水辺のみどり」などをはじめとする多様なみどりが比較的コンパクトな範囲に存在しています。この多様なみどりが本市の最大の魅力であり、人々が身近に貴重な自然やみどりと親しむことができる場になっています。

また、本市のみどりは、自然環境を支える骨格となり、地球環境や都市環境を支え、生物多様性の確保に必要な不可欠なものであるとともに、本市のイメージの向上や人々の快適で豊かな暮らしを支えています。

こうしたことから、本市のみどりは、「かけがえのないもの」との認識を持ち、みんなの力で将来に向けて、守り、つくり、再生し、育てながら活かし、次の世代へ引き継ぎ残していくべきものです。



本市におけるみどりの意義

本市は、三方を海に囲まれ、みどり豊かな自然環境が最大の魅力となっています。そして、三浦半島に位置することによる地形的な特徴から、丘陵、斜面緑地、谷戸や里山的環境、農地、ため池、河川、海辺（自然海岸）など多様な自然的要素が、比較的コンパクトな範囲に存在し、市街地に創出された公園などの「みどり」と合わせて、人々が身近に自然やみどりと親しむことができる場に恵まれています。

このように、自然に恵まれた都市の環境は、市民生活に快適さと豊かさを提供するだけでなく、多様な生物の生息・生育・繁殖の場の確保にも貢献し、私たちは生物多様性がもたらしてくれる自然の「めぐみ」を享受することができます。このことが本市の「都市イメージ」の向上にも大きく貢献すると考えています。

さらには、首都圏のグリーンベルトである多摩・三浦丘陵の一部を担っており、首都圏における自然環境の骨格となることに加え、二酸化炭素の吸収源として地球環境を守る役割を果たします。

したがって、本市のみどりは、「本市の持続的な発展にとって大切な要素」、「市民の健康で文化的な豊かな暮らしや生物多様性の確保に必要なもの」であり、「市域を越えて、人々に恵みを与えてくれる大切なもの」であるといえます。

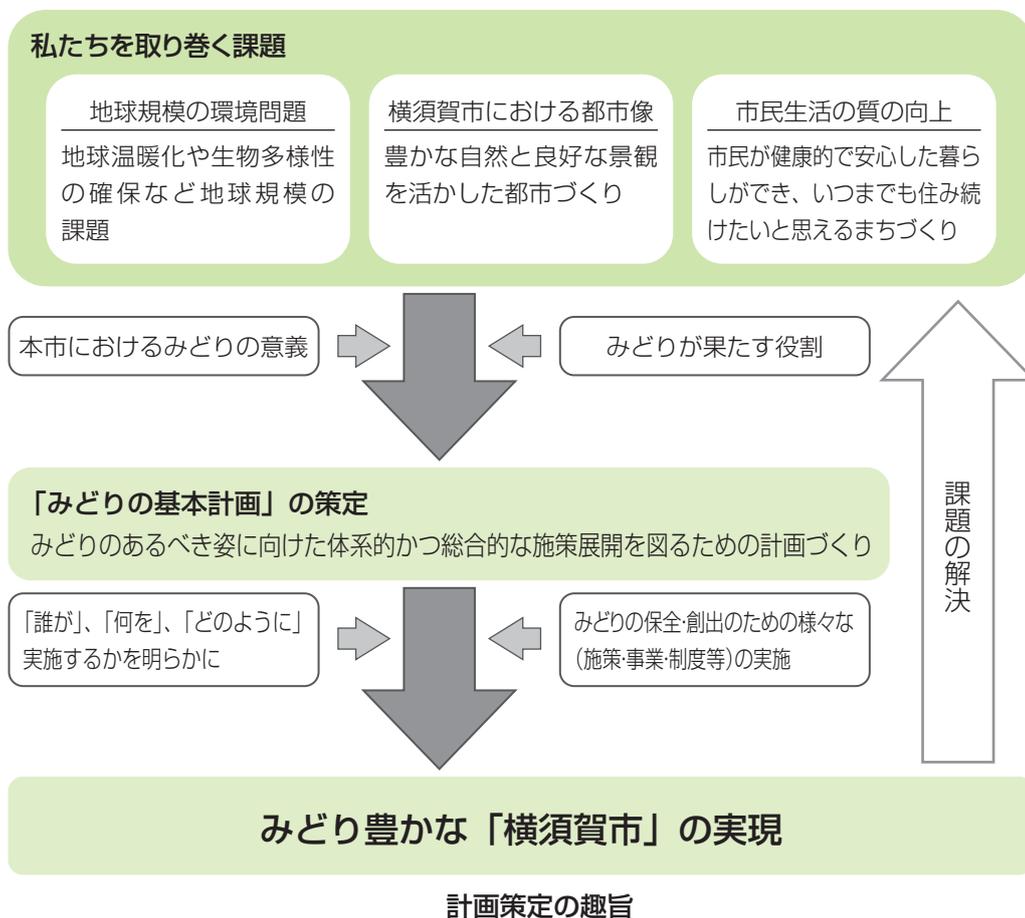
これらの理由により、本市のみどりは「かけがえのないもの」との認識を持ち、みんなの力で将来に向けて、守り、つくり、再生し、育てながら活かし、次の世代へ引き継ぎ残していくべきものです。

そして、今後も私たちの都市が「豊かなみどり」の中で継続して発展していくことができるよう、「みどり」が持つ様々な機能を発揮させるとともに、「みどり」の価値を高め、みどりに親しめる場を育むことが必要となります。

こうした意義を踏まえて、私たちはみどりと共に将来の横須賀市の発展を図っていきます。

(2) 計画策定の趣旨

本計画の策定の趣旨は、本市の「みどり」に対する基本的な考え方を示し、施策や取り組みを体系的にまとめ、総合的に実施していくために策定するものです。また、本計画において、誰が、何を、どのように実施していくのかを明らかにするものです。



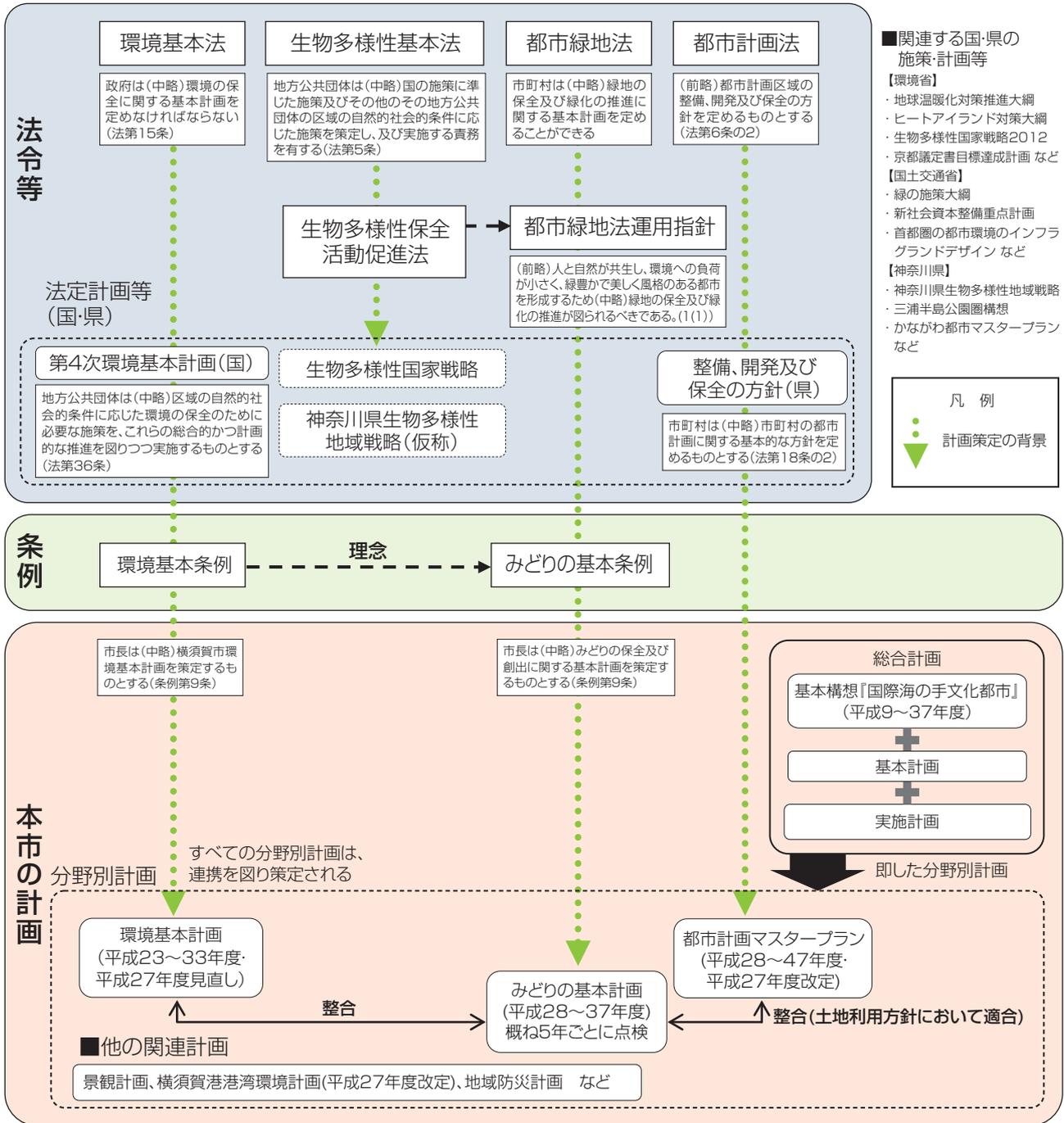
私たちを取り巻く課題には、「地球温暖化」や「生物多様性の確保」など地球規模の課題から、「豊かな自然と良好な景観を活かした都市づくり」や、「市民が健康的で安心した暮らしができ、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくり」など地域レベルの課題まで、様々な課題が存在します。

これらの課題に対し、みどりが果たす役割は大きく、将来に向けてみどりを保全・創出していく必要があります。

このため、本市の「みどり」に対する基本的な考え方を示し、施策や取り組みを体系的にまとめ、総合的に実施していくために「みどりの基本計画」を策定するものです。本計画において、誰が、何を、どのように実施していくのかを明らかにし、市民・NPO・事業者・行政が役割分担あるいは連携しながら、みどりと自然環境が豊かな横浜を実現していくことにより、私たちを取り巻く課題を解決していきます。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「横須賀市みどりの基本計画」（平成8年度策定・平成21年度見直し）の改定計画であるとともに、本市の「総合計画」に即した分野別計画であり、「環境基本計画」や「都市計画マスタープラン」と整合を図った計画です。



計画の位置づけ

「みどりの基本計画」は、みどりの基本条例第9条及び都市緑地法第4条に基づき策定するとともに、「横須賀市総合計画」に即した分野別計画とし、「横須賀市環境基本計画」「横須賀市都市計画マスタープラン」「横須賀市景観計画」やその他の関連する計画との整合や調整を図って策定するものです。そして、策定された計画、条例、法律に基づいた施策を展開し、総合的にみどりの保全・創出に取り組んでいきます。

(4) 計画策定における視点

社会経済情勢の変化や環境問題の多様化などを前提として、以下の5つの視点を基本的な計画策定の視点と捉えました。

視点① 豊かなみどりの継承

次世代を担う子どもたちへ、豊かなみどりと、そこに生きるより多くの生物を未来へ引き継いでいくための計画。

視点② 市民の安全・安心を優先する

地球温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化への適応策を考慮するとともに、自然環境の保全に配慮しつつ、大規模地震や集中豪雨等の自然災害から市民生活（生命・財産）を守ることなど、市民の安全・安心を優先とした計画。

視点③ 人と自然の共生と生物多様性の確保

豊かな自然と人々が互いにより良い状態で共生していくとともに、より多くの生物が適切な状況で生息・生育・繁殖ができるようにするための計画。

視点④ みどりに親しみを感じ人々がいきいきと暮らせるまちづくりに活かす

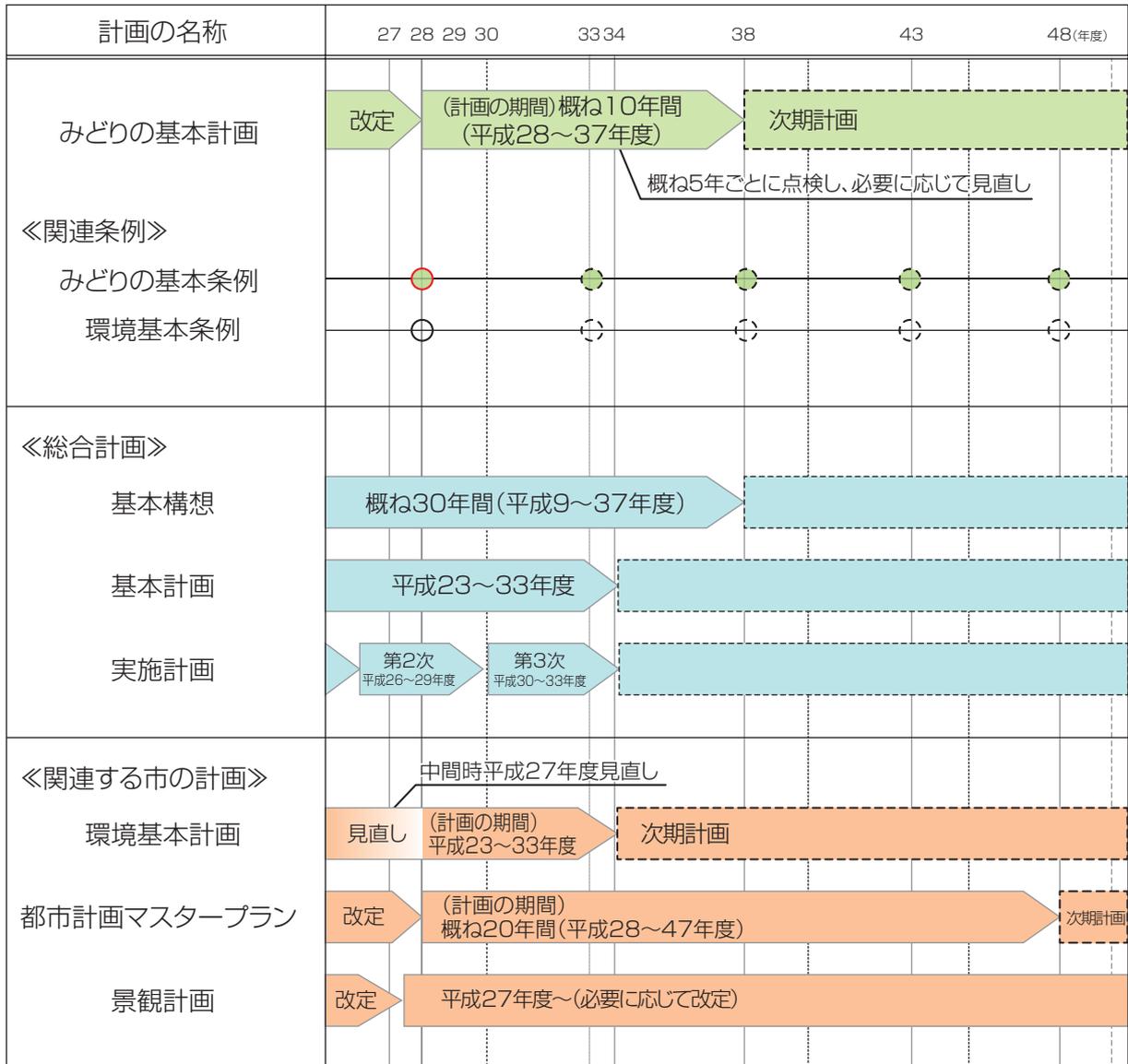
市民が身近なみどりに親しみを感じることができ、よりいきいきと暮らせる都市（＝「住み続けたいまち」）となるよう、地域の特色あるみどりを都市づくりに活かすための計画。

視点⑤ わかりやすさと実効性を踏まえる

様々な主体がみどりの保全・創出に取り組んでいくためにわかりやすい計画にするとともに、みどりに対する取り組みの主体、手法、根拠（条例等）などを明確にして計画の実効性を高めた計画。

(5) 計画の目標年度

計画の目標年度は、平成37年度（2025年度）とし、概ね10年間の計画とします。しかし、みどりを守り、つくる取り組みは、長期的な視点に立って計画し、実施していく必要があるため、今後の将来像（＝あるべき姿）を見据えた計画とします。



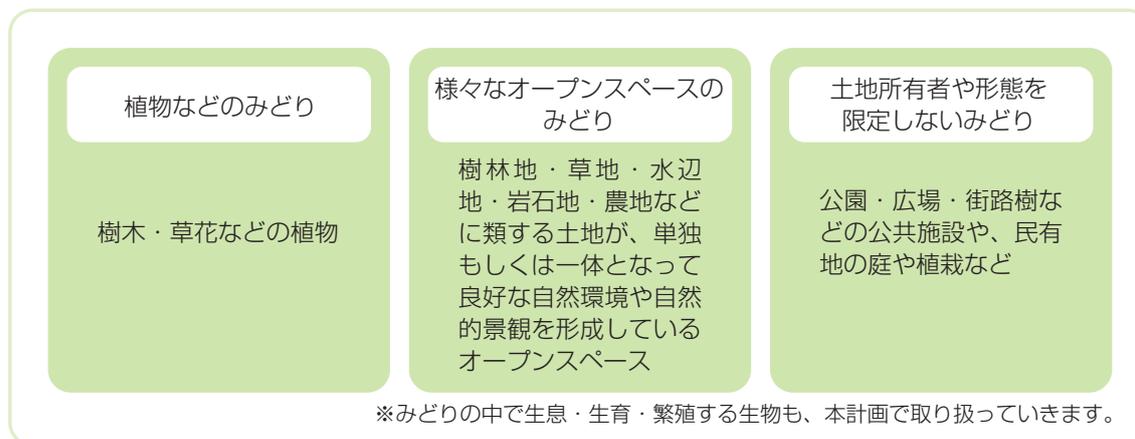
本市の関連計画の目標年度

「みどりの基本計画」策定後は概ね5年ごとに点検を実施し、必要に応じて計画を見直します。

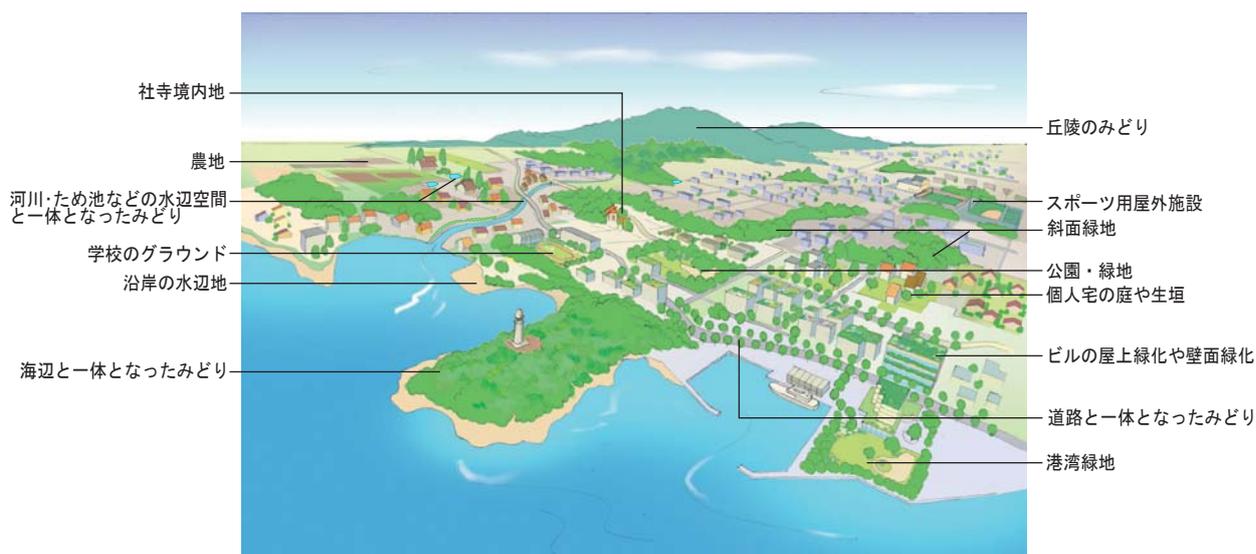
(6) 計画で対象とするみどり

本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけでなく「様々なオープンスペース」「土地所有者や形態を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。

また、これらの「みどり」の保全・創出によって、生物多様性の確保に貢献していきます。



計画で対象とするみどり



計画で対象とするみどりの具体例

計画で対象としている「みどり」は、樹木・草花などの植物のほか、丘陵や樹林地・草地・水辺地（河川、ため池、海岸等）・岩石地・農地などの自然的景観と一体になったオープンスペースや、公園、港湾緑地、学校のグラウンド、スポーツ用屋外施設などの公共施設だけでなく、社寺境内地、個人宅の庭や生垣、ビルの屋上緑化などのように土地所有者を限定せず、幅広く様々なものを含めています。

これらの「みどり」を保全・創出し、より良い状態にしていくことで、「生物の生息・生育・繁殖」の基盤となる場（＝みどり）が確保され、生物多様性の確保に寄与すると考えます。

3 みどりの機能

みどりには、以下のような機能があり、これらの機能をより効果的に発揮されるようにしていくことが求められます。



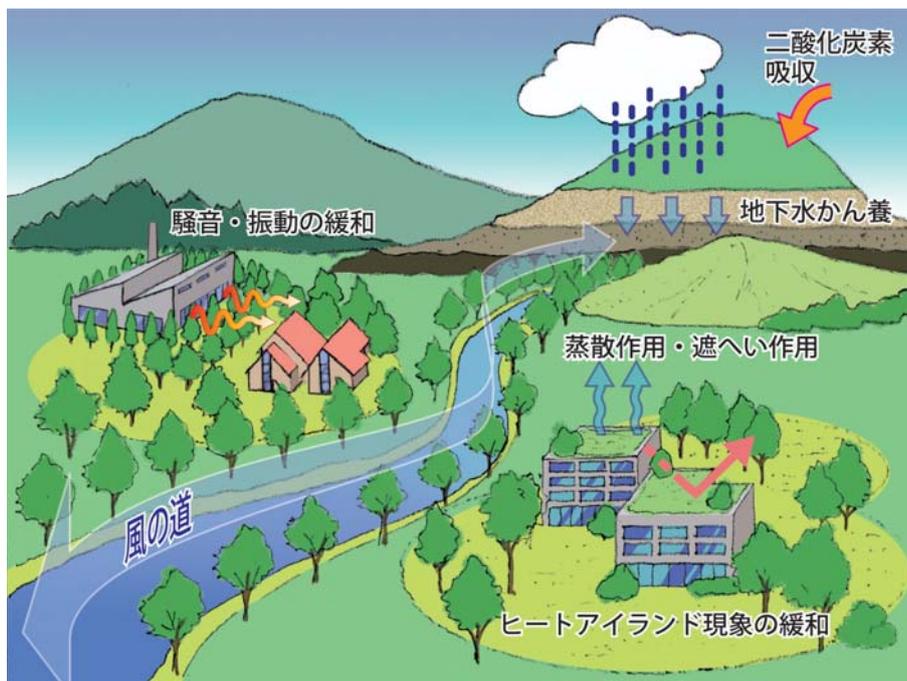
みどりを持つ5つの機能

機能① 地球環境（CO₂吸収源等）や都市環境を向上させます

樹林地や草地などのみどりは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を光合成により空気中から吸収する働きがあることから、地球温暖化防止のための重要な機能を持っています。

また、みどりは、コンクリートやアスファルトと比べて暖まりにくく、さらに蒸散作用や遮へい作用によって都市部におけるヒートアイランドの緩和効果もあります。

さらに、樹林地などは、雨水を保ち、地下水をかん養し、健全な水循環を形成する機能や、騒音・振動を緩和する機能などがあり、都市環境を改善します。



二酸化炭素吸収や都市の環境を改善する機能

機能② 都市の防災性・安全性の確保に寄与します

公園・緑地などのみどりの空間は、火災に対する延焼防止の役割を果たし、避難路の確保や消防防災・救護活動の場となります。

また、都市のみどりは、災害時の避難者の生命を保護する場や、復旧活動の重要な拠点として利用されるなど、安全・安心な都市づくりに貢献します。

さらに、樹林地における樹木が適切に維持管理されることで、洪水や土砂流出防止の機能も果たします。



延焼防止機能



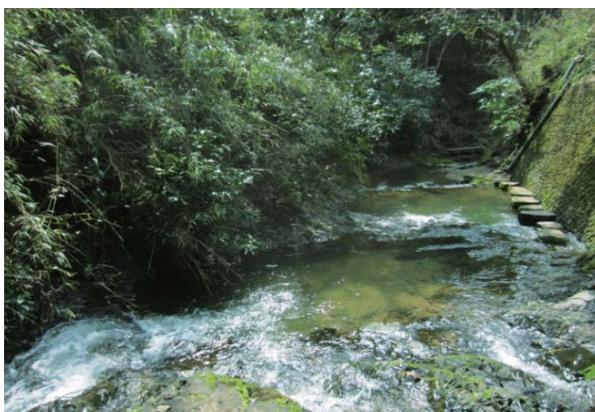
樹林地の維持管理

出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関
国際生態学センター・消防庁消防研究センター

機能③ 多様な生物の生息・生育・繁殖の場となります

みどりは、多様な生物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たし、生態系を支える基盤となっています。

特に、まとまりのある樹林地や良好な河川、自然海岸などは、「生物の重要な生息・生育・繁殖などの場」（コアのみどり）として、広域的にも重要な役割を果たしています。また、身近な公園や、街路樹、家庭の庭などの規模の小さなみどりであっても、コアの周辺部のみどり（サテライトのみどり）として、みどりのネットワークを担い、生物多様性の確保に寄与する大切な役割を果たしています。



前田川



野比海岸（イソギク）

機能④ ふれあいやレクリエーション、環境学習の場となり、人々に健康と観光と交流の場を与えます

みどりは、ハイキングやスポーツなどの場を提供することで人々の健康を維持・増進させてくれるとともに、自然の樹林や草花などのみどりは、自然とのふれあいなどを通じて、私たちに心の安らぎを与え、ストレスや疲れを癒し、リフレッシュさせてくれます。また、生物とのふれあいは、次世代を担う子どもたちの情操を育む自然に関する環境学習の場としても重要です。

さらに、大規模な公園・緑地は、市内外の人々が訪れる観光やレクリエーションの拠点となり、身近な公園は、地域の子どもたちから高齢者まで市民の日常的な交流や地域活動の場として、豊かな市民生活を提供してくれます。さらに、樹林地における樹木が適切に維持管理されることで、洪水や土砂流出防止の機能も果たします。



佐原2丁目公園



うみかぜ公園

機能⑤ 美しい景観をつくり出し、季節感を感じさせ、潤いと安らぎを与えます

自然のみどりが織りなす四季折々の風景や、市街地や住宅地における木々や沿道の並木、草花などのみどりや水辺・海辺は、美しい景観を形成する大切な要素です。

また、都市の歴史・文化は、人と自然環境が織りなす風土により伝えられてきたものであり、こうした背景を持つみどりは、ふるさととしての歴史的景観を継承する重要な要素です。

みどりにより形成された景観は、人々の心に潤いと安らぎを与え、都市の特徴をあらわす大切な存在です。



湘南鷹取



太田和つつじの丘